

平成 25 年度電気用品調査委員会事業報告 (案)

平成 26 年 7 月 2 日

電気用品調査委員会

目 次

1. 概要.....	1
2. 電気用品調査委員会の審議.....	1
(1) 第 87 回 電気用品調査委員会（平成 25 年 6 月 19 日）	1
(2) 第 88 回 電気用品調査委員会（平成 25 年 11 月 6 日）	2
(3) 第 89 回 電気用品調査委員会（平成 26 年 3 月 12 日）	2
3. 各部会の活動概要.....	3
(1) 解釈検討第 1 部会.....	3
(2) 解釈検討第 2 部会.....	3
(3) 事故事例調査部会.....	5
(4) 電気用品技術基準解説検討部会.....	5
4. 国への報告及び改正要望について	5
(1) 平成 25 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目	5
(2) 平成 25 年度までに国に対し改正要望を行った項目／省令への反映状況.....	6
5. 会員の入退会について.....	6
(1) 会員の退会について.....	6
(2) 新規会員の入会について	6

1. 概要

電気用品調査委員会は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、わが国の電気用品（製品・設備）に関する規格・基準に対し、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、わが国の電気用品の安全を確保し、電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 25 年度は、平成 24 年度に引き続き、電気用品の使用状況、事故情報、国際的な規格・基準の動きなどを調査し、必要に応じて解釈別表第一から解釈別表第十一（旧省令第 1 項）の改正の検討及び IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格等の別表第十二（旧省令第 2 項）への反映検討を行い、国の技術基準等に対する改正要望としてまとめて提出した。

昨年度に引き続き、解釈検討第 1 部会に遠隔操作タスクフォース（解釈別表第四）を設置し、配線器具の遠隔操作による安全を確保するための技術上の検討を行い、解釈の別表第四の改正要望書を国に提出した。なお、昨年度に解釈の改正要望を提出した解釈別表第八の遠隔操作については、平成 25 年 5 月 10 日に技術基準が改正された。

解釈別表第十二については、9 規格の反映について承認し、国に提案書として提出した。

また、電気用品安全法に基づく「電気用品の技術上の基準を定める省令」が平成 25 年 7 月に全部改正され技術基準が性能規定化されて、改正前の仕様規定は、技術基準の解釈に移行された。今回の省令改正に伴い、従来記載されていた解釈の「説明及び例示」が削除された。この解釈の「説明及び例示」は、内容を理解する上で有用な記載であることから、電気用品の技術基準の理解促進のため、電気用品調査委員会編「電気用品の技術基準の解説」として、平成 26 年 1 月に発行した。

2. 電気用品調査委員会の審議

平成 25 年度は、電気用品調査委員会を 3 回開催し、国の技術基準等に対し、解釈別表第四関連の 1 項目の改正及び解釈別表第十二の 9 規格の反映について承認した。承認した解釈別表第四の遠隔操作に関する改正案及び別表第十二に反映を要望する 9 規格については国に解釈改正案及び提案書として提出した。

なお、平成 25 年度に開催した電気用品調査委員会における主な報告・審議内容は以下のとおりである。

(1) 第 87 回 電気用品調査委員会（平成 25 年 6 月 19 日）

- a. 平成 24 年度事業報告（案）／平成 24 年度決算（案）を審議・承認した。
- b. 解釈検討第 1 部会 平成 25 年度実施計画を審議・承認した。
- c. 解釈検討第 2 部会 平成 25 年度実施計画を審議・承認した。
- d. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

(2) 第 88 回 電気用品調査委員会 (平成 25 年 11 月 6 日)

- a. 解釈検討第 1 部会から遠隔操作タスクフォースの検討状況の中間報告が行われた。
- b. 解釈検討第 1 部会から解釈別表第八に係わる遠隔操作に関する報告書案について前年度に審議した改正要望案を、解説に掲載するため報告書として編集上の見直しを行ったことを報告し、審議の結果承認された。同報告書は、電気用品調査委員会のホームページへ掲載を行うこととした。
- c. 解釈検討第 1 部会では、事故事例調査部会からの検討依頼があった「液晶テレビ等の電源部に使用される部品からの発火・発煙」、「電子レンジの食品カスに起因する事故」及び「電磁調理器の少量の油を使用した調理に起因する事故」の 3 件について結果の報告が行われた。
- d. 解釈検討第 2 部会から平成 25 年度審議計画について、一部 JIS については、小委員会の審議状況等の遅れにより、審議を 3 月に延期したことの報告が行われた。
- e. 事故事例調査部会から、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)事故データ調査結果の報告し、審議の結果「平成 23 年度 電気用品事故データ分析結果報告書」として承認した。
- f. 電気用品技術基準解説検討部会から電気用品の技術基準の省令及び解釈の解説の発行について説明が行われ、審議の結果、承認され、電気用品の技術基準の解説として、平成 26 年 1 月に電気用品調査委員会編として日本電気協会から発行することにした。
- g. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。
- h. 電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況について報告が行われた。

(3) 第 89 回 電気用品調査委員会 (平成 26 年 3 月 12 日)

- a. 電気用品調査委員会の委員再任手続きについて報告が行われた。
- b. 電気用品調査委員会の規約改正(案)及び運営手順などに係わる要領(案)を審議・承認した。
- c. 平成 26 年度電気用品調査委員会事業計画(案)を審議・承認した。
- d. 電気用品調査委員会の平成 26 年度経費分担金の消費税増税への対応(案)を審議・承認した。
- e. 平成 25 年度決算見込及び平成 26 年度予算(案)を審議・承認した。
- f. 解釈検討第 1 部会から遠隔操作に対する技術基準の解釈の追加要望(案)及び報告書(案)の検討結果について説明が行われ、審議の結果、国へ「遠隔操作に対する技術基準の解釈の追加要望」として提出することにした。また、報告書については、電気用品調査委員会へのホームページに掲載することとした。
- g. 解釈検討第 2 部会から別表第十二への採用を検討する JIS について説明が行われ、審議の結果、本件は承認され、国の技術基準に採用を要望する国際整合 JIS として以下の JIS を国へ提出することにした。

別表第十二への採用を要望した JIS 一覧

タイトル	規格番号
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則	JIS C 9335-1
照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則	JIS C 8105-1 2010+追補 1
照明器具－第 2-11 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-11
照明器具－第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-24
アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置	JIS C 9300-6
ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13
オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	JIS C 6065
電線管システム－第 1 部：通則	JIS C 8461-1
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ－第 1 部：一般要求事項	JIS C 8462-1

h. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

3. 各部会の活動概要

電気用品調査委員会傘下の各部会の平成 25 年度における活動概要を以下に記す。

(1) 解釈検討第 1 部会

a. 部会開催回数

- ・計 4 回(5月24日, 8月29日, 10月28日, 2月26日)

b. 主な実施内容

- ・平成 25 年度検討対象項目の整理を行った。
- ・事故事例調査部会からの依頼事項に対する検討を行った。
(液晶テレビ等の電源部に使用される部品からの発火・発煙, 「電子レンジの食品カスに起因する事故, 電磁調理器の少量の油を使用した調理に起因する事故について)
- ・別表第四に係わる遠隔操作について安全性の検討のため, タスクフォースを設置し検討を行った。
- ・電気用品調査委員会への上程用資料の内容を検討した。
- ・平成 26 年度検討項目の洗い出しを行った。

(2) 解釈検討第 2 部会

a. 部会開催回数

- ・計 3 回(4月25日, 10月28日, 2月20日)

b. 主な実施内容

- ・平成 25 年度検討対象項目の整理を行った。

- ・電気用品調査委員会への上程用資料の内容を検討した。
- ・平成 26 年度検討項目の洗い出しを行った。

第 88 回調査委員会に上程した小委員会承認後の JIS 一覧

タイトル	規格番号
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則	JIS C 9335-1

第 89 回調査委員会に上程した小委員会承認後の JIS 一覧

タイトル	規格番号
ねじ込みランプソケット	JIS C 8280
照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-2
照明器具－第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-8
照明器具－第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-12
照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-13
変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-3
変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-5
変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-8

(3) 事故事例調査部会

- a. 部会開催回数
 - ・部会：計1回(10月23日)
- b. 主な実施内容
 - ・平成23年度(独)製品評価技術基盤機構(NITE)事故データの検討を行った。
 - ・電気用品調査委員会への上程用資料の内容を検討した。
- c. 電気用品調査委員会へ上程した案件
 - ・平成23年度(独)製品評価技術基盤機構(NITE)事故データの調査結果報告書を上程した。

(4) 電気用品技術基準解説検討部会

- a. 部会開催回数
 - ・計2回(9月13日, 10月21日)
- b. 主な実施内容
 - ・7月1日付で省令が公布されたことに伴い、解釈も改正されたことから、解釈及び解説記載内容の変更箇所の確認を行った。また、関連工業会が行った修正内容の確認を行った。

4. 国への報告及び改正要望について

(1) 平成25年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目

- a. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について；日電協 25 技基第 511 号平成 26 年 3 月 27 日提出
要望内容；遠隔操作に対する技術基準の解釈の追加要望
- b. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について；電協 26 技基第 004 号平成 26 年 4 月 1 日提出
提案内容；
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の提案書
J I S 規格について
 - ・ JIS C 9335-1 : 2014
＜家電機器：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 一般要求事項通則＞
 - ・ JIS C 8105-1 2010+追補 1 : 2013
＜照明器具：安全性要求事項通則 電子スイッチの個別要求事項＞
 - ・ JIS C 8105-2-11 : 2013
＜照明器具：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項＞
 - ・ JIS C 8105-2-24 : 2013
＜照明器具：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項＞
 - ・ JIS C 9300-6 : 2013
＜アーク溶接装置：限定使用率アーク溶接装置＞

・ JIS C 8147-2-13 : 2014

<ランプ制御装置：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項>

・ JIS C 6065 : 2013

<電子・情報機器：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 安全性要求事項>

・ JIS C 8461-1 : 2012

<電線管：電線管システム 通則>

・ JIS C 8462-1 : 2012

<電線管：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 一般要求事項>

(2) 平成 25 年度までに国に対し改正要望を行った項目／省令への反映状況

平成 25 年度までに国に提出した省令改正要望を別紙 1 に示す。

平成 25 年度は、7 月に省令の全面改正が行われ、従来の省令は、技術基準の解釈として公表されることになった。また、本年度は旧省令 1 項関連 3 件、旧省令 2 項関連 1 件の改正要望が反映された。

5. 会員の入退会について

(1) 会員の退会について

第 87 回電気用品調査委員会で「一般社団法人 日本電子回路工業会」及び「一般社団法人 音楽電子事業協会」から退会届の提出があった旨を報告し承認された。

(2) 新規会員の入会について

平成 25 年度は新規会員の入会はなかった。

以 上

電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況

N o.	提出日	関連	項目	国際化委員会	調査委員会	公布施行	提出資料番号
1	平成 15 年 10 月 29 日	省令第1項	別表第二 電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス	第 20 回	第 59 回	施行済	日電協 15 技調第 54 号
2	平成 15 年 10 月 29 日	省令第2項	J規格原案9件	第 20 回	第 59 回	H21.3.17 公布 H21.6.17 施行	日電協 15 技調第 54 号
3	平成 16 年 8 月 5 日	省令第1項	別表第一 電線(キャブタイヤケーブル、溶接用ケーブル) 型式区分変更	第 22 回	第 60 回	H19.4.16 公布施行	日電協 16 技調第 32 号
4	平成 16 年 8 月 5 日	省令第2項	二項採用JISリスト 29件		第 60 回	施行済	日電協 16 技調第 32 号
5	平成 16 年 10 月 22 日	省令第1項	電線、コンデンサー(別表第四)、電子機器用スイッチ(別表第六)、コンデン サー・電子機器用スイッチ・サーモスタット(別表第八)	第 23 回	第 61 回	未 (電線のみ施行済)	日電協 16 技調第 44 号
6	平成 16 年 10 月 22 日	省令第2項	二項採用JISリスト 29件		第 61 回	施行済	日電協 16 技調第 44 号
7	平成 17 年 8 月 12 日	省令第1項	電気用品の雑音の強さの測定方法見直し改正	(第 19 回)	第 62 回	施行済	日電協 17 技調第 19 号
8	平成 17 年 8 月 12 日	省令第2項	雑音の強さの規定(J55001改正、J55015提案)	第 25 回	第 62 回	施行済	日電協 17 技調第 19 号
9	平成 17 年 10 月 21 日	省令第1項	安定器、蛍光ランプ、白熱電球	第 26 回	第 63 回	H19.5.25 公布施行	日電協 17 技調第 36 号
10	平成 18 年 3 月 30 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 68件	第 27 回	第 64 回	施行済	日電協 17 技調第 54 号
11	平成 18 年 10 月 25 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 22件	第 29 回	第 66 回	施行済	日電協 18 技調第 61 号
12	平成 18 年 10 月 25 日	第1、第2項	文書細断機	第 30 回	第 66 回	H19.9.18 公布施行	日電協 18 技調第 61 号
13	平成 19 年 3 月 20 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 18件	第 31 回	第 67 回	施行済	日電協 18 技調第 87 号
14	平成 19 年 7 月 25 日	第1、第2項	照明器具(第1項)、オーディオビデオ(第2項)	第 32 回	第 68 回	第2項施行済 第1項 H24.1.13 公 布、H24.7.1 施行	日電協 19 技調第 30 号
15	平成 20 年 4 月 3 日	省令第2項	カプラー、変圧器、電線	第 34 回	第 70 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 11 号
16	平成 21 年 1 月 30 日	省令第2項	ゴム絶縁ケーブル、ランプ制御装置 計5件	第 35,36 回	第 72 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 67 号

N o.	提出日	関連	項目	国際化委員会	調査委員会	公布施行	提出資料番号
17	平成 21 年 3 月 17 日	省令第1項	基板難燃化、内部配線の屈曲、はんだ付け部に機械的強度を持たせない設計、照明器具の安定器、モータ用コンデンサ、ダイオード並列使用、冷蔵庫プラグの耐トラッキング性、洗濯機蓋ロック、床暖房(電熱シート)、電磁式接続器保持力	第 37 回	第 73 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 20 技調第 73 号
18	平成 21 年 4 月 20 日	省令第2項	ヒューズ、接続機器、電動工具、事務機、アーク溶接機、ライティングダクト 計 33 件	第 35～37 回	第 73 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 20 技調第 67 号
19	平成 21 年 5 月 16 日	省令第1項	別表第二 電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス、別表第八 2(32)ロ 8 絶縁性能	—	第 74 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 21 技調第 1 号
20	平成 21 年 11 月 11 日	省令第2項	電波雑音関連 計3件	第 38 回	第 75 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 21 技調第 43 号
21	平成 22 年 4 月 7 日	省令第2項	AV 機器(無線妨害許容値、安全性要求事項)、ランプ制御装置	第 39 回	第 76 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 1 号
22	平成 22 年 4 月 7 日	省令第1項	LED、コンセント	第 40 回	第 77 回	H24.1.13 公布 H24.7.1 施行	日電協 22 技調第 2 号
23	平成 22 年 4 月 12 日	省令第2項	ケーブル、電気機器の安全性、自動電気制御装置、プラグ／コンセント、照明器具 計 33 件	第 37～39 回	第 77 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 3 号
24	平成 22 年 12 月 28 日	省令第2項	電線、ソケット 計5件	第 40,41 回	第 79 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 61 号
25	平成 23 年 5 月 27 日	省令第1項	電源コード折り曲げ試験(毛髪乾燥器、髪ごて、掃除機) 計 3 件 + 横展開 4 種類(13 件)	—	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
26	平成 23 年 5 月 27 日	省令第2項	ねじ込みランプソケット、トイレと共に使用する電気機器、燻蒸器、アーク溶接機 計 4 件 + J3000 改正	第 42 回	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
27	平成 24 年 2 月 29 日	省令第1項	PTC 電気床暖房 ※アレニウス式に則ることの検証結果追加	—	第 81 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 68 号

N o.	提出日	関連	項目	国際化委員会	調査委員会	公布施行	提出資料番号
28	平成 23 年 11 月 22 日	省令第2項	照明器具, ランプソケット類, ランプ制御装置 計 15 件	—	第 82 回	未	日電協 23 技調第 50 号
29	平成 24 年 3 月 30 日	省令第2項	カプラー, 情報技術機器, 変圧器 計 11 件	—	第 83 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 23 技調第 78 号
30	平成 24 年 3 月 30 日	省令第1項	プリント基板の難燃化横展開(別表第八部分)	—	第 83 回	未(No32(プリント基板 の難燃化横展開)と合わ せて検討)	日電協 23 技調第 79 号
31	平成 24 年 7 月 30 日	省令第2項	J55014-1(雑音の強さに関する基準)J 規格改正	—	第 84 回	未	日電協 24 技調第 35 号
32	平成 24 年 11 月 2 日	省令第1項	※プリント基板の難燃化横展開(別表第八以外), 引込用ポリ エチレン絶縁電線	—	第 85 回	未(プリント基板のみ 差し戻し) (H26.6.30 製安小委審議)	日電協 24 技調第 52 号
33	平成 24 年 11 月 2 日	省令第2項	固定配線器具(スイッチ) 計 4 件	—	第 85 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 24 技調第 52 号
34	平成 25 年 3 月 8 日	省令第1項	遠隔操作(別表第八部分)	—	第 86 回	H25.5.10 施行	日電協 24 技調第 65 号
35	平成 25 年 3 月 26 日	省令第1項	プラグのトラッキング対策(報告案件)	—	第 86 回	未 (H26.6.30 製安小委審議)	日電協 24 技調第 74 号
	(※省令改正後提出予定)	省令第2項	AV 機器, ヒューズ, 照明器具, ソケット, 電線管 計 8 件	—	第 86 回	—	—
36	平成 26 年 3 月 27 日	別表第四	遠隔操作(別表第四部分)	—	第 89 回	未 (H26.6.30 製安小委審議)	日電協 25 技基第 511 号
37	平成 26 年 4 月 1 日	別表第十二	※AV 機器, ※電線管, 照明器具, アーク溶接機, ランプ制御 装置, 家電機器 計 9 件	—	第 89 回	未 H26.6.16 パブコメ実施 (家電機器を除く)	日電協 26 技基第 4 号

平成 26 年 3 月 31 日までに解釈の改正要望を提出した案件である。なお、参考に平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの反映状況を記載した。

平成 25 年度以降に解釈の改正があったものについては、網かけで表示している。

平成 25 年 7 月 1 日の省令改正により、省令 1 項は別表第一から別表第十一、省令 2 項は別表第十二へ変更となっている。

No.37 の項目名の「※」印は、第 86 回委員会で承認されたが、省令改正のため、提出が見送られた規格を含む。